

## 奈良市立図書館資料選択基準

奈良市立図書館資料の収集方針に基づき、以下のとおり資料選択基準を定める。

### 第1 収集資料の種類

この基準で扱う収集資料の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般資料
  1. 成人
  2. 児童
  3. ヤングアダルト
  4. 外国語
- (2) 参考資料
- (3) 郷土資料
- (4) 行政資料
- (5) 逐次刊行物
  1. 新聞
  2. 雑誌
- (6) バリアフリー資料
- (7) 電子資料

### 第2 選択基準

#### (1) 一般資料

「日本十進分類法」に基づき以下のとおり選択基準を定める。

#### 1. 成人

市民の教養、調査・研究、趣味・娯楽など役立つ基礎資料を中心にすべての分野にわたって、入門書・概説書から専門書まで収集の対象とする。専門書は、学術的なものだけでなく実務的なものも収集の対象とする。

#### <0類>総記

ア 図書館・読書指導・出版・博物館等に関する資料は、幅広く収集する。

イ 情報科学・コンピュータに関する資料は、基本的な技術書・実用書を中心に収集し、常に最新の情報を提供できるようにする。

ウ 書誌学・百科事典等は、参考図書分野と重複する場合もあるので注意し

て収集する。

エ 奈良市立図書館が発行したものは、必ず収集する。

オ 近隣の図書館及び類縁機関が発行したものは、積極的に収集する。

#### < 1 類 > 哲学

ア 宗教の分野は、各宗教の原点に忠実な翻訳書・概説書を収集する。

イ 哲学・心理学・宗教は、分野がまたがる図書も収集する。

#### < 2 類 > 歴史

ア 日本史・世界史は、通史・各国史・時代史など幅広く収集する。

イ 特定の歴史観や学説に偏らないよう多様な観点の資料を収集する。

ウ 伝記は、幅広く収集する。

エ 日本・世界各国の地理・地誌は、幅広く収集する。

オ 地図・旅行書・ガイドブックは、最新の情報を提供できるように可能な限り新しい版で収集する。

カ 各分野の辞典・事典・図鑑類は、幅広く収集する。

#### < 3 類 > 社会科学

ア 社会科学は、時代性・時事性と密接にかかわっているので、今日的主題を扱った資料を幅広く収集する。

イ 新しく生まれる社会的諸問題に関する資料は、積極的に収集する。

ウ 法律・統計及び日常生活に必要な実用書は、新しい内容の保持に努める。

#### < 4 類 > 自然科学

ア 進歩と変化が著しい分野なので、最新の情報を提供できるように収集する。

イ 自然科学は、専門化・細分化する分野なので分かりやすく書かれた図書を中心に収集する。

ウ 各分野の辞典・事典・図鑑類は、幅広く収集する。

#### < 5 類 > 技術

ア 技術・工学・建築学は、進展の著しい分野なので、最新の情報を提供できるように収集する。

イ 公害・環境問題は、社会的関心や知的関心、日常生活における関心が高いので、時事性・話題性を考慮して幅広く収集する。

ウ 裁縫・手芸・料理・インテリア・育児についての資料は、利用の多さを考慮して実用性の高い資料を収集する。

#### < 6類 > 産業

- ア 産業の新しい動向について、分かりやすく書かれた資料を収集する。
- イ 園芸・ペットについての資料は、実用性の高い資料を収集する。
- ウ 運輸・交通・通信・放送は、最新の情報を提供できるように収集する。

#### < 7類 > 芸術

- ア 教養・趣味・娯楽に役立ち、暮らしを豊かにする図書を中心に収集する。
- イ 美術・音楽・演劇の分野は、全集・写真集などを含め鑑賞・研究に役立つ資料を収集する。
- ウ 新しい分野についても収集する。
- エ 各分野の辞典・事典、図鑑類は幅広く収集する。

#### < 8類 > 言語

- ア 日本語については、日常の言語生活を豊かにするものを収集する。
- イ 世界の言語（中国語・韓国語・英語・フランス語・ドイツ語・スペイン語・イタリア語・ロシア語等）については、入門書から概説書までを収集する。
- ウ 各分野の辞典は、幅広く収集する。
- エ 旅行やビジネスに役立つ実用的な資料も収集する。

#### < 9類 > 文学

- ア 日本文学（小説・随筆・詩歌・作品集・評論・研究書など）は、古典から現代まで幅広く収集する。
- イ 外国文学も日本文学に準ずる。
- ウ 児童文学研究書は、入門書、概説書を中心に選択的に収集する。
- エ 各分野の辞典・事典は、幅広く収集する。

## 2. 児童

子どもが読書によって感性を磨き、知性教養を育めるよう各分野の資料を幅広く収集する。又、子どもの発達段階を考慮し、適切な資料を提供する。

#### < 総記 >

- ア 子どもの興味、関心や課題、自由研究に応えられるよう、百科事典・年鑑など調査のための資料を収集する。

#### < 歴史 > 歴史・伝記・地理

- ア 歴史については、考古学・人類学など新しい成果を取り入れた資料を収集

する。

イ 伝記については、より多くの人物に多様な面からアプローチできる資料を収集する。

ウ 地理については、日本国内及び各国の最新資料に留意する。

エ 図版・写真・イラストなどで本文の内容を分かりやすく解説した資料を収集する。

#### <社会>政治・法律・教育・民俗

ア 子どもが社会に対する見方を広げ、深めていける資料を収集する。

イ 社会の新しい動向について記述されている資料を収集する。

ウ 対立する意見に対しては、それぞれの観点にたつ資料を収集する。

エ 図版・写真・イラストなどで本文の内容を分かりやすく解説した資料を収集する。

#### <自然科学>数学・物理・化学・天文・地学・植物・動物・医学

ア 子どもが、科学的なものの見方や考え方を深めていける資料を収集する。

イ 自然に対する興味や関心を深め、子どもと自然とのふれあいの手引となる資料を収集する。

ウ 子どもの疑問に対して、結果だけでなく過程や考え方を示している資料を収集する。

エ 科学・技術の進歩にあわせ内容の新しさに留意する。

オ 子どもの発達段階に応じた資料、科学絵本などもそろえる。

#### <技術・産業>機械工学・電気工学・家政学・農業・商業・運輸・交通

ア 科学技術やその応用について、分かりやすく書かれた資料を収集する。

イ 工作・料理・手芸・飼育に関するものは、実用的で安全な内容に留意する。

ウ 科学技術・産業の進展にあわせ内容の新しさに留意する。

#### <芸術>彫刻・絵画・書道・音楽・演劇・スポーツ・娯楽

ア 子どもが芸術作品にふれ、想像力を刺激し、自らの創造力をはぐくめるような資料を収集する。

イ 図版・写真・イラストなどで本文の内容を分かりやすく解説した資料を収集する。

ウ 学校でのクラブ活動の参考になる資料を収集する。

#### <言語>

ア 日本語に対する興味や関心を深めることに役立つ資料を収集する。

- イ 外国語は、英語を中心に収集する。
- ウ 辞典類は、重点的に収集する。

#### <絵本>

- ア 絵と文が一体化し、絵がストーリーに沿って無理なく展開している資料を収集する。
- イ 表現が豊かで、子どもの想像力・空想力を養うに十分である資料を収集する。
- ウ 絵と文の調和がとれている資料を収集する。(構図がしっかりしているもの)
- エ リズミカルで分かりやすい言葉を使っている資料を収集する。
- オ 知識絵本は、正確な知識に基づいて用語やその使い方が正しい資料を収集する。
- カ しかけ絵本は、破損により資料価値が損なわれるため留意して収集する。

#### <紙芝居>

- ア 絵本の選択基準に準ずる。
- イ 大勢の子どもが喜びを共感でき、楽しめるものを収集する。

#### <童謡・詩>

- ア 言葉のもつ美しさや響き、リズムなど耳から聞いても楽しめる資料を収集する。
- イ 創造性に富み、子どもの詩的感性に訴える資料を収集する。
- ウ わらべうた、手あそびうたなどを扱った資料を収集する。

#### <昔話・民話・伝説>

- ア 昔話のもつ面白さ、不思議さ、美しさ等をふまえて、子どもの文学の原点として位置付け幅広く収集する。
- イ 原話の持ち味をいかし、背景にあるそれぞれの国、民族の文化を伝えることに留意する。

#### <文学>

- ア 豊かな想像力を養えるもの、子どもの視野を広げるもの、好奇心を喚起させるものを中心に収集する。
- イ 創造性、文学性に富み、読みやすい文体で書かれていることに留意する。
- ウ 古典として既に評価を受けているものについては、原文に忠実であり、ま

た、解説が付されていることに留意する。

エ 翻訳作品については、原文の意味を正確に伝え、日本語として適切な表現であることに留意する。

### 3. ヤングアダルト

ヤングアダルトを児童から成人への成長過程ととらえ、おもに13歳から18歳の青少年に焦点を当て、この世代が日常生活・学校生活・社会生活の中で自ら考え行動するうえで、参考になる資料や様々な興味・関心に応えられる資料を各主題にわたり幅広く収集する。

### 4. 外国語

ア 調査、研究に必要な資料を収集する。

イ 市内在住の外国人の日常生活に役立つ資料及び日本人が多文化への理解を深めるための資料を収集する。

#### (2) 参考資料

ア それぞれの分野・主題の調査、研究に必要な資料を幅広く収集する。

イ 最新の情報を提供できるように改訂等に留意する。

#### (3) 郷土資料

ア 郷土資料とは、奈良の諸現象・事物を直接主題とする資料をいう。ただし、以下の資料は、郷土資料とはしない。

①出身者あるいは在住者の著作であっても、主題・内容が郷土と関係ないもの

②出身者を扱った著作であっても、主題・内容が郷土と関係ないもの

③発行者が奈良県内であっても、著作の主題・内容が郷土と関係ないもの

イ 飛鳥・奈良時代に関する資料は、留意して収集する。

ウ 郷土資料は積極的に収集し、利用が多い資料については、複本を揃える。

#### (4) 行政資料

ア 奈良市及び奈良市の関係機関が発行する行政資料を、関係機関と協力して継続的に収集する。また、奈良県及び国の発行した行政資料は、選択して収集する。

イ 上記の行政資料以外は、郷土資料として扱う。

#### (5) 逐次刊行物

## 1. 新聞

- ア 今日の情報源として、幅広く収集する。
- イ 受け入れタイトルは、別に定める。
- ウ 保存期間は別に定め、欠号のないようにする。

## 2. 雑誌

- ア 受け入れタイトルは、別に定める。
- イ 永年保存分は別に定め、欠号のないようにする。

### (6) バリアフリー資料

- ア 大活字、点字、LLブック、朗読資料等を収集する。
- イ 所蔵していない資料については、ボランティア団体とも相談しながら、作成・収集する。その際、著作権の許諾を必要とする場合、特に留意する。
- ウ 今後のメディア開発の進展にあわせ、提供・保存に適切な資料を検討し、必要に応じて収集する。

### (7) 電子資料

奈良市立図書館が管理運営する「電子図書館」によって提供する資料について、以下のとおり収集する。ただし情報技術の進展がめざましい現代社会において、電子資料の流通状況を考慮し、電子図書館が継続的に発展することができるように収集方針を見直していく。

## 1. 蔵書構成

電子図書館として「日本十進分類法」に基づいて体系的に組織化された資料の提供ができるよう各分野の基本的な資料の収集に務める。また、収集する紙媒体の資料を補完し、奈良市立図書館の資料として魅力のある蔵書構成となるよう、次の点に留意して資料の収集を行う。

- ア 紙媒体がもたない機能を有するもの。
  - ①紙媒体の資料に付加的な情報を伴うもの。たとえば、立体的な情報を表示することができる3D図鑑、資料に記載された情報の音を再現することができるもの。
  - ②バリアフリーに対応した機能をもつもの。たとえば、音声の読み上げ機能、文字の拡大や文字や背景色の変更が可能なもの。
  - ③外国語の学習に効果的な機能を持つもの。
- イ 奈良市に関わる郷土資料や図書館発行の資料、行政資料のなかで電子化する

ることができるもの。

ウ ヤングアダルトの読書意欲を向上させ、学校教育後の図書館利用につなげることができるもの。

エ 利用者からの関心が多く、紙媒体の資料の複本として提供することができるもの。

## 2. 電子資料の収集方法

収集する資料は、体系的な蔵書構成となるよう利用する権限に制限がないものを中心とする。ただし、社会的関心や時事性・話題性のあるもの、郷土に関係があるもの、複本が必要なものについては、一定期間の利用制限が付与された資料の収集も可能とする。著作権上の処理が可能なものについては、奈良市立図書館が資料の電子化を行い蔵書に加える。

## 3. その他

電子資料のリクエストについては、電子資料を利用する権利について制約があることから受け付けない。

## 第3 資料収集にあたって特に留意すべき事項

### (1) 複本

ア 利用が特に多い資料については、複本購入する。

### (2) 漫画

ア 漫画は、わが国の出版文化の中で大きな部分を占めており、評価できるものの一つであるが、奈良市立図書館では限られた予算・収容能力を効果的に活用するために館長が認めたものに限り以下の要領で収集する。

イ 漫画と文章が混在している資料については、漫画部分（コマ割ページ）が全体の1/2以上と判断されるものを漫画とみなす。

ウ 主に児童を対象として、歴史、伝記、科学等といった分野から入門的な内容で知的好奇心、想像力、創造性を育むことが期待され、かつ学習効果が高いものを優先的に収集する。

エ 予算・収容能力を効果的に活用するため、リクエストを受付けないものとする。

### (3) 学習参考書

ア 学習参考書及び問題集は、収集しないものとする。ただし、音声の再生や書き込みが可能な電子書籍については、学習効果の高いものに限り収集の対象とする。

(4) その他

ア 書き込み式、付録（付属）があるもの、キャラクター図書、ゲームブック類などの資料は、留意して収集する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成28年11月8日から施行する。

(施行期日)

1 この基準は、令和2年9月17日から施行する。